

旧姓併記を希望する際の申請等に関する Q&A

Q1 旧姓併記を希望する申請等はいつから可能となるか？

→平成 29 年 3 月 23 日以降の申請等が可能となります。

Q2 新たに監理技術者資格者証に旧姓を併記することができるための要件は？

→次の 3 要件です。

1. 旧姓併記を希望される方で、申請書等（交付申請および変更届出）に旧姓記入があること。
2. 戸籍謄本（原本）または戸籍抄本（原本）の確認書類の提出があること。
3. 提出された確認書類により新旧の氏名が確認できること。

Q3 新たに監理技術者資格者証に旧姓併記を希望する場合の申請書等の記入方法は？

→当センターホームページのお知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

Q4 監理技術者資格者証にはどのように記載されるのか？

→当センターホームページのお知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

Q5 旧姓併記を希望する申請時に必要な提出資料は何か？

→旧姓確認するために、戸籍抄本（原本）の提出が必要となります。※戸籍謄本（原本）でも可能。

Q7 監理技術者資格者用に旧姓のみ記載することは可能か？

→旧姓のみの記載はできません。

Q8 既に監理技術者資格証に旧姓併記がなされている場合の、追加申請・更新申請・変更届出について

① 交付申請書又は変更届出書に旧姓だけを記載する申請等は可能か？

→可能です。ただし、資格者証には本名に旧姓が併記されますので、旧姓だけの記載になるものではありません。

② 同じ旧姓併記を継続する場合に確認資料の提出は必要か？

→必要ありません。

Q9 養子縁組、婚姻、離縁などが重なり、複数の旧姓がある場合については？

→申請書等に希望する旧姓を記載し、その旧姓を戸籍謄本または戸籍抄本で確認できるものを、記載することができます。よって、直前の旧姓でなくとも記載ができます。